

西九州大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、西九州大学学則(昭和43年4月1日制定。)第3条の4第2項の規定に基づき、西九州大学大学院(以下「大学院」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 大学院は、西九州大学(以下「本学」という。)の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、社会に貢献し、文化の進展と健康・福祉の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。

(自己点検、評価)

第3条 大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 自己点検及び評価の項目、結果の活用及び検証並びに体制については、別に定める。

(情報の提供)

第3条の2 大学院は大学院の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 研究科

(研究科)

第4条 大学院に、次の研究科を置く。

生活支援科学研究科

(研究科の目的)

第5条 大学院生活支援科学研究科は、生活支援科学の構築にむけて学際的研究を行い、その応用を通して専門分野における研究能力及び実践的指導力を授け、高度な専門性をもって、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

第3章 課程、専攻、学生定員

(課程)

第6条 大学院の課程は、修士課程及び博士課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 博士課程は、これを前期(以下「博士前期課程」という。)及び後期(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は修士課程として取り扱うものとする。

(専攻)

第7条 生活支援科学研究科に置く専攻は、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
------	-----	------

生活支援科学研究科	栄養学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	臨床心理学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	リハビリテーション学専攻	修士課程
	子ども学専攻	修士課程
	健康福祉学専攻	博士前期課程
		博士後期課程
	看護学専攻	修士課程
	スポーツ科学専攻	修士課程
	保健医療学専攻	博士後期課程

2 臨床心理学専攻に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

(専攻の目的)

第7条の2 生活支援科学研究科の専攻の目的は、次に掲げるとおりとする。

栄養学専攻

データに基づいたエビデンスにより構築される知識と技術を理解し、多様な発展を遂げる社会において複雑化・高度化する栄養に関する課題を解決してこれからの社会を支える高度専門職業人としての現場リーダーを養成する。

臨床心理学専攻

地域社会で生活する人々の様々な心理的な問題に対応しうる臨床心理学研究者及び高等教育機関等において専門性の高い臨床心理学実践の指導を行える心理臨床家を養成する。

リハビリテーション学専攻

人の生活を科学し人の生活を支援するという理念に基づきながらも、特に、障害の予防や、障害のある人の社会参加や地域生活を支援するための身体・認知・精神・生活面に関するリハビリテーション分野における高度専門職業人を養成する。

子ども学専攻

子どもに関する科学的理解を基盤に、子どもの育ちへの支援の在り方を探求する子ども学の視点から、教育・保育の質的高度化に資する専門的な知識と技能について研究し、現場での実践に応用できる高度専門職業人を養成する。

健康福祉学専攻

人が地域で暮らすとはどのようなことか、生活支援として他者の生活や人生に関与する意味を深く考え、生活支援科学の研究能力を培うことを通じて、社会福祉学を基盤とする健康福祉学の構築・展開をめざす研究者並びに健康福祉学に関する高度な専門知識と技能を兼ね備えた高度専門職業人を養成する。

看護学専攻

地域社会で生活する人々を支援する専門性の高い看護実践能力をもった指導的看護実践者及び教育研究に必要な基礎的能力を有し、研究能力を基盤とした看護教育者を養成する。

スポーツ科学専攻

スポーツに対する科学的な知識と実践力を持ち、すべての人に対して生涯にわたってスポーツを活用した豊かな生活を支援できる高度専門職業人を養成する。

保健医療学専攻

データに基づいたエビデンスにより構築される知識と技術を理解し、日々技術が向上する保健・医療分野において複雑化・高度化する保健医療の課題を解決し、チーム医療を支える高度専門職業人としてのリーダーを養成する。

(学生定員)

第8条 研究科の入学定員及び収容定員は次の表のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程・博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活支援科学研究科	栄養学専攻	2人	4人	2人	6人
	臨床心理学専攻	5人	10人	2人	6人
	リハビリテーション学専攻	3人	6人		
	子ども学専攻	3人	6人		
	健康福祉学専攻	5人	10人	3人	9人
	看護学専攻	5人	10人		
	スポーツ科学専攻	2人	4人		
	保健医療学専攻			2人	6人
計		25人	50人	9人	27人

第4章 修業年限、学年、学期、休業日

(標準修業年限)

第9条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は2年とする。なお、在学年限は4年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学により入学した者の標準修業年限は、大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が定める。なお、在学年限は、標準修業年限の2倍を超えることはできない。

第9条の2 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。なお、在学年限は6年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学により入学した者の標準修業年限は、研究科委員会の認定による。なお、在学年限は、標準修業年限の2倍を超えることはできない。

(学年及び学期)

第10条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、前項の規定にかかわらず、研究科委員会の議を経て、前学期の終期及び後学期の始期について変更することができる。

(休業日)

第11条 休業日は、次の各号のとおりとする。ただし、学長が必要と認めたときは、研究科委員会の議を経て、休業日を変更し又は臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日

(2) 春季休業日 3月26日から3月31日まで

(3) 夏季休業日 8月1日から9月30日まで

(4) 冬季休業日 12月28日から1月4日まで

2 休業中でも必要に応じて見学又は実験実習等を課することがある。

第5章 教育課程

(教育課程の編成)

第11条の2 大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育方法)

第12条 大学院における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 大学院の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(授業科目)

第13条 大学院教育課程の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

2 授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画等は、講義概要に掲載明示し、あらかじめ学生に周知する。

(単位修得の認定)

第14条 授業科目を履修し、科目担当の教員による単位の認定に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

2 単位修得の認定の方法は、別に定める。

(履修方法)

第15条 修士課程及び博士前期課程の学生は、その在学期間中に、第13条第1項に規定する授業科目について30単位以上を修得しなければならない。但し、臨床心理学専攻の授業科目については36単位以上を修得しなければならない。

2 栄養学専攻博士後期課程、臨床心理学専攻博士後期課程及び保健医療学専攻博士後期課程の学生は、その在学期間中に、第13条第1項に規定する授業科目について16単位以上を修得しなければならない。

3 健康福祉学専攻博士後期課程の学生は、その在学期間中に、第13条第1項に規定する授業科目について20単位以上を修得しなければならない。

4 履修の授業科目選定にあたっては、予め研究指導教員の指示を受けなければならない。

5 授業科目の履修にあたっては、毎学期の始めに当該学期に履修する授業科目を届け出なければならない。

(他の専攻の授業科目の履修)

第15条の2 学生は、4単位までは他の専攻の科目を修得することができる。但し、臨床心理学専攻の科目は受講することができない。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 15 条の 3 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第 15 条の規定に基づく科目等履修生として履修し修得した単位を含む。）を、研究科委員会の議を経て、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなし認定することができる。

2 前項により修得した単位とみなし認定することができる単位数は、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10 単位を超えないものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 15 条の 4 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科の定めるところによりその計画的な履修を認めることができる。この場合において、在学年限は、修士課程及び博士前期課程にあつては 4 年、博士後期課程にあつては 6 年を超えないものとする。

（他の大学院等における授業科目の履修等及び研究指導を受けさせるための派遣又は留学）

第 16 条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等（外国の大学院又は研究所等を含む。以下「大学院等」という。）との協議に基づき、当該大学院等の授業科目を履修又は研究指導を受けさせるため学生を派遣し、又は留学させることができる。

2 学生が当該他の大学院等において履修した授業科目について修得した単位は、10 単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 派遣及び留学した期間は、在学期間に算入する。

4 派遣及び留学に関する規定は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

（資格及び教員免許状授与の所要資格の取得）

第 17 条 公認心理師国家試験の受験資格を得ようとする者は、生活支援科学研究科臨床心理学専攻に在籍し、公認心理師法、同法施行令及び同法施行規則等に定める所要の科目を修得しなければならない。

2 小学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、小学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 幼稚園教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、幼稚園教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

4 中学校教諭一種免許状（保健体育）授与の所要資格を有する者で、中学校教諭専修免許状（保健体育）授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

5 高等学校教諭一種免許状（保健体育）授与の所要資格を有する者で、高等学校教諭専修免許状（保健体育）授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

第 6 章 課程の修了要件、学位の授与

（修士課程及び博士前期課程の修了要件）

第 18 条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、大学院に 2 年以上（再入学の場合は第 9 条第 2 項で規定する標準修業年限以上）在学し、第 15 条第 1 項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び

最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士前期課程の取扱い)

第18条の2 第6条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

第18条の3 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、第15条第2項及び第3項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 第18条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項ただし書き中「1年」とあるのは、「3年(第18条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間(2年を限度とする。))を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。)を有する者又は学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年(第18条ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者にあつては、3年から当該課程における在学期間(2年を限度とする。))を減じた期間とする。))以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第18条の4 第18条及び前条に規定する最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科委員会が決定し、その方法は研究科において定める。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等(外国の大学院又は研究所等を含む。))の教員等の協力を得ることができる。

(学位の授与)

第19条 修士課程、博士前期課程及び博士後期課程を修了した者には、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 前2項の学位を授与するに当たっては、次に定める専攻分野の名称を付与するものとする。

栄養学専攻	修士（栄養学）
栄養学専攻	博士（栄養学）
臨床心理学専攻	修士（臨床心理学）
臨床心理学専攻	博士（臨床心理学）
リハビリテーション学専攻	修士（リハビリテーション学）
子ども学専攻	修士（子ども学）
健康福祉学専攻	修士（社会福祉学）、修士（学術）
健康福祉学専攻	博士（社会福祉学）、博士（学術）
看護学専攻	修士（看護学）
スポーツ科学専攻	修士（スポーツ科学）
保健医療学専攻	博士（理学療法学）、博士（作業療法学）、 博士（看護学）、博士（学術）

4 学位授与に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 入学、再入学、休学、復学、退学、除籍等

（入学の時期）

第20条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、再入学する場合は後学期の始めに学生を入学させることができる。

（入学資格）

第21条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
 - （2）学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - （3）外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - （4）外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - （5）我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - （6）専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - （7）文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - （8）学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - （9）大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、大学の定める単位を優秀な成績で修得したとみとめるものを、修士課程又は博士前期課程に入学させることができる。
- （1）学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者
 - （2）外国において、学校教育における15年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

第 21 条の 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第 4 号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第 18 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達したもの

(入学志願者の手続)

第 22 条 入学志願者は、別に定める入学願書その他必要な書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

(合格者の決定)

第 23 条 入学志願者については、別に定めるところにより行う選考の結果に基づき、研究科委員会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 24 条 前条の規定に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める誓約書その他必要な書類に入学金を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

2 学長は前項の入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

(再入学)

第 24 条の 2 本学に 1 年以上在学し、退学した者又は除籍された者が退学又は除籍後原則として 3 年以内に再入学を希望したときは、研究科委員会の議を経て、学期始めに、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、研究科委員会の議を経て、学長が認定する。

(博士後期課程への進学資格)

第 24 条の 3 博士後期課程に進学することのできる者は、大学院の修士課程又は博士前期課程を修了した者とする。

(進学志願)

第24条の4 進学を志願する者は、所定の期日までに出願書類その他必要な書類を提出しなければならない。

(進学志願者の選考及び進学の許可)

第24条の5 進学志願者については、選考の上、研究科委員会等の議を経て、学長が進学を許可する。

(休学及び復学)

第25条 疾病その他やむを得ない事由により引き続き3ヶ月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、学長に休学願を提出しなければならない。

なお、疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 学長は、前項の休学願が提出されたときは、研究科委員会の議を経て、休学を許可する。

3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、修士課程・博士前期課程では通算2年を越えない範囲内、博士後期課程では通算3年を越えない範囲内において、休学期間を延長することができる。

4 休学期間は、在学した期間に算入しない。

5 休学している者が復学を希望した時は、学長が研究科委員会の議を経て、復学させる。

(退学)

第26条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、その事由を附して、保証人連署のうえ、学長に退学願を提出しなければならない。

2 前項の退学願が提出されたときは、学長が研究科委員会の議を経て、退学を許可する。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第9条及び第9条の2に定める期間在学して修了できない者

(2) 疾病その他で修業の見込みがない者

(3) 正当な事由がなく授業料を滞納した者

第8章 学費等

(入学検定料)

第28条 入学志願者は、入学検定料として30,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

(入学金)

第29条 入学を許可された者は、入学金として200,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

(授業料)

第30条 授業料は年額610,000円とし、これを前後期の2期に分けて所定の期日までに納入するものとする。

ただし、特別の事情がある場合には、分納又は延納を認めることがある。

(再入学の場合の授業料等)

第30条の2 再入学を志願する者は、入学検定料として30,000円を所定の期日までに納入しなければならない。

2 再入学する者の授業料は、その者の所属する年次の在学者の授業料の額と同額とする。

3 前項の規定にかかわらず、後学期に再入学する者の授業料は、その者の所属する年次の在学者が当該年度に納入すべき額の半額とする。

(長期にわたる教育課程の履修の場合の授業料)

第30条の3 第15条の4の規定に基づき、当該標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することが認められた者(以下「長期履修学生」という。)から徴収する授業料

の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することが認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第 30 条の規定にかかわらず、第 30 条に規定する授業料の年額に当該標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（休学期間の授業料）

第 31 条 学期の全期間にわたって休学した者については、その学期の授業料を免除する。

（既納の学費等の取扱い）

第 32 条 既納の入学金及び授業料は、原則として返還しない。

2 前項の規定による既納の納付金の取扱いは、別に定める。

第 9 章 賞罰

（表彰）

第 33 条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、研究科委員会の議を経て、表彰することがある。

（懲戒）

第 34 条 大学院学則及びその他の規則に反し、又は学生としての本分に反する行為のあった者は、研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当するものは、退学とする。

（1）性行不良で改善の見込がないと認められた者

（2）学力劣等で成業の見込がないと認められた者

（3）正当の理由がなく出席常でない者

（4）大学院の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

4 学生の懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

第 10 章 教員組織

（教員組織）

第 35 条 大学院における授業及び研究指導は、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）及び大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成 11 年文部省告示第 175 号）に規定する研究指導教員及び研究指導補助教員（授業科目の授業のみを担当する専任の教員は、別に定める。）が行う。ただし、当該授業を担当すべき教員を欠く場合その他特別の事情があるときは、研究科委員会の議を経て、兼任講師をこれに充てることがある。

第 11 章 研究科委員会及び学部長会議

第 36 条 削除

第 37 条 削除

（研究科委員会）

第 38 条 研究科に研究科委員会を置き、研究科に所属する専任の教員をもって構成する。

2 研究科の研究科長は、教授である構成員より研究科委員会において選出する。ただし、選出にあたって必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定めるものとする。

3 研究科長の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(研究科委員会の審議事項)

第39条 研究科委員会は、学長が次に掲げる教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり、当該事項を審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学(再入学を含む。)及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 研究科長の選考に関する事項
- (5) 研究科担当教員の選考に係る資格審査に関する事項
- (6) 大学院学則又は本学諸規定のうち、教育研究に関する重要な規則の制定、改廃に関する事項
- (7) 学生の表彰、懲戒に関する事項
- (8) その他、学長又は研究科長が諮問した事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる学長及び研究科長(以下、「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。

- (1) 学生の休学、復学、退学及び除籍に関する事項
 - (2) 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関する事項
 - (3) 学生の単位修得に関する事項
 - (4) 学生の修学等に必要の助言・指導その他支援に関する事項
 - (5) その他、研究科の研究・教育に関する事項
- (大学院の運営に関する審議・決定)

第39条の2 前条第1項及び第2項に掲げる審議事項については、西九州大学学則第44条の学部長会議の議を経て、学長が決定する。

第12章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(通則)

第40条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生は、正規課程の学生の学修及び研究に妨げのない場合に限り入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第41条 学長は、大学院に開設する授業科目のうち特定の授業科目について履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。

(特別聴講学生)

第42条 学長は、他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、大学院に開設する授業科目のうち特定の授業科目について履修することを志願する者がいるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に対し、その履修した授業科目について、試験その他の方法により成績を評価し、所定の単位を与えることができる。

(研究生)

第 43 条 学長は、大学院において特定の事項について研究を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 44 条 学長は、外国人で、当該大学院において教育を受け、研究する目的をもって入国し、大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項外国人留学生に係る授業科目及び単位数は、第13条第1項に規定する授業科目のほか、別表2のとおりとする。

(補則)

第 45 条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第 13 章 教育・研究指導施設、保健・厚生施設

(教育・研究指導施設)

第 46 条 大学院に講義室、研究室及び演習室を置く。

2 前項に定めるもののほか、本学の図書館、西九州大学グループ地域連携センター、西九州大学臨床心理相談センター、実験・実習室その他諸施設は、必要に応じ大学院学生の教育・研究指導のために利用することができる。

(保健・厚生施設)

第 47 条 大学院学生は、本学の保健衛生及び体育館等の諸施設を利用することができる。

第 14 章 雑則

(準用規定)

第 48 条 大学院の学生に関しては、この学則に定めるもののほか、西九州大学学則及び西九州大学の諸規程等の学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」あるいは「学科」とあるのは「研究科」と、「学部長」あるいは「学科長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 10 月 16 日)

この学則は、平成 11 年 10 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 18 日)

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 9 月 16 日)

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 5 月 19 日)

この学則は、平成 13 年 5 月 19 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 1 日）

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日に在学するもの（以下「在学者」という。）授業料の額は、この学則による改正後の学則（以下「改正後の学則」という。）第 29 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 在学者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1（第 12 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 13 年 12 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 3 月 31 日に在学するものに係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1（第 12 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年 3 月 16 日）

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 12 月 14 日）

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 12 月 23 日）

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 20 日）

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 7 日）

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日に在学するものに係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1（第 12 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 18 年 12 月 16 日）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 19 日）

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、この学則による改正後の学則第 12 条に規定する別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 20 年 1 月 31 日）

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日に在学するものに係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 21 年 2 月 26 日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 21 日に在学するものに係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 22 年 3 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学するものに係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 22 年 3 月 20 日）

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 19 日）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 21 日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則第 13 条に規定する別表 1 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 24 年 3 月 17 日）

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-1 から別表 1-4（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 3 月 16 日）

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 19 日）

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度の収容定員は、この学則による改正後の第 8 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 26 年度
健康福祉学研究科	健康福祉学専攻	12 名
生活支援科学研究科	健康栄養学専攻	2 名
	健康福祉学専攻	3 名
	臨床心理学専攻	4 名
	リハビリテーション学専攻	3 名

- 3 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-1 から別表 1-4（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成 25 年 12 月 14 日）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 17 日）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度から平成 28 年度までの健康福祉学専攻、子ども学専攻及び地域生活支援学専攻の収容定員は、この学則による改正後の第 8 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	平成 27 年度		平成 28 年度
		修士課程・ 博士前期課程	博士後期課程	博士後期課程
生活支援科学研究科	健康福祉学専攻	3 人		
	子ども学専攻	4 人		
	地域生活支援学専攻	5 人	3 人	6 人

- 3 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-1 から別表 1-6 (第 13 条関係) の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成 27 年 3 月 14 日)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 1 月 18 日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者 (以下「在学者」という。) 及び平成 28 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に再入学する者に係る授業科目、単位数及び授業科目の履修単位数については、この学則による改正後の学則別表にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成 28 年 3 月 12 日)

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までの子ども学専攻、地域生活支援学専攻に在学する者に係る履修方法は、この学則による改正後の学則第 15 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成 28 年 12 月 18 日)

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-4 (第 13 条関係) の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成 29 年 8 月 26 日)

この学則は、平成 29 年 8 月 26 日から施行する。ただし、第 39 条第 1 項第 5 号の規定については、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 12 月 17 日)

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-2 (第 13 条関係) の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成 30 年 3 月 17 日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 17 日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年度の臨床心理学専攻及び子ども学専攻の収容定員は、この学則による改正後の第 8 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成 31 年度
生活支援科学研究科	臨床心理学専攻	9 名
	子ども学専攻	7 名

附 則 (平成 30 年 8 月 18 日)

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-2、1-3、1-4、1-5、1-6 (第 13 条関係) の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和元年 12 月 15 日)

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-1、1-5、1-6 (第

13 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和 2 年 8 月 17 日)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-2 (第 13 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和 2 年 12 月 14 日)

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-5、1-6 (第 13 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和 3 年 3 月 14 日)

この学則は、令和 3 年 3 月 14 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 14 日)

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度から令和 5 年度までの栄養学専攻及び看護学専攻の収容定員は、この学則による改正後の第 8 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和 4 年度		令和 5 年度
		修士課程・ 博士前期課程	博士後期課程	博士後期課程
生活支援科学研究科	健康栄養学専攻	2 人		
	栄養学専攻	2 人	2 人	4 人
	看護学専攻	5 人		

- 3 令和 4 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-1 から別表 1-8 (第 13 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和 3 年 12 月 18 日)

この学則は、令和 3 年 12 月 18 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 7 日)

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1-7 (第 13 条関係)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和 4 年 5 月 21 日)

- 1 この学則は、令和 4 年 5 月 21 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 附則 (令和 3 年 3 月 14 日議決) 第 2 項中の表を以下のとおり改める。

研究科	専攻	令和 4 年度		令和 5 年度
		修士課程・ 博士前期課程	博士後期課程	博士後期課程
生活支援科学研究科	栄養学専攻	4 人	2 人	4 人
	看護学専攻	5 人		

附 則 (令和 4 年 7 月 11 日)

この学則は、令和 4 年 7 月 11 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 17 日)

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 17 日）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度から令和 7 年度までの臨床心理学専攻、スポーツ科学専攻及び保健医療学専攻の収容定員は、この学則による改正後の第 8 条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

研究科	専攻	令和 6 年度		令和 7 年度
		修士課程・ 博士前期課程	博士後期課程	博士後期課程
生活支援科学研究科	臨床心理学専攻	10 人	2 人	4 人
	スポーツ科学専攻	2 人		
	保健医療学専攻		2 人	4 人

- 3 令和 6 年 3 月 31 日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、改正後の学則別表 1（第 13 条関係）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

別表 1-10 スポーツ科学専攻に係わる授業科目及び単位数（第 13 条第 1 項関係）

分野	授業科目	配当 年次	単位数		備考
			必修	選択	
共通	生活支援科学特論	1	2		（履修方法） 必修科目 10 単位、選択科目より 20 単位以上、合計 30 単位以上修得すること。
基礎分野	<u>地域スポーツ支援学特論</u>	1		<u>2</u>	
	<u>学校保健体育支援学特論Ⅰ</u>	1		<u>2</u>	
	<u>健康運動科学特論</u>	1		<u>2</u>	
	<u>健康スポーツ医学特論</u>	1		<u>2</u>	
	<u>スポーツ心理学特論</u>	1		<u>2</u>	
	<u>スポーツ生理学特論</u>	1		<u>2</u>	
	<u>スポーツ栄養学特論</u>	1		<u>2</u>	
展開分野	<u>学校保健体育支援学特論Ⅱ</u>	1		<u>2</u>	
	<u>スポーツバイオメカニクス学特論</u>	1		<u>2</u>	
	<u>身体教育特論</u>	1		<u>2</u>	
	<u>運動処方特論</u>	1		<u>2</u>	
	<u>幼児運動・スポーツ支援学特論</u>	1		<u>2</u>	
	<u>地域スポーツ支援実践研究</u>	1～2		<u>6</u>	
	<u>学校保健体育支援実践研究</u>	1～2		<u>6</u>	
研究指導	特別研究	1～2	8		
開講単位数			10	36	

西九州大学大学院教職課程（専修免許）履修規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、西九州大学大学院学則（平成11年4月1日制定）第17条第2項及び第3項に定める小学校教諭専修免許状、幼稚園教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状（保健体育）及び高等学校教諭専修免許状（保健体育）（以下「専修免許状」という。）を取得しようとする者の履修方法について定めるものとする。

（基礎資格）

第2条 専修免許状を取得しようとする者は、原則として入学する前までに該当する校種の一種免許状を取得しておかなければならない。

2 本大学院において修士の学位を取得しなければならない。

（履修方法）

第3条 授業科目は、専修免許状の種類に応じて別表1、別表2ならびに別表3に示す所定の授業科目及び単位数を修得しなければならない。

附 則（平成27年2月12日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月15日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年3月31日に在学する者に係る授業科目及び単位数は、この規程による改正後の規程第3条に規程する別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 年 月 日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 小学校教諭専修免許状に係る授業科目及び単位数（第 3 条関係）

学科目		授業科目	必修	選択	備考
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	言語教育特論		2	選択科目より 20 単位以上選択必修（うち※印の 6 科目から 2 科目 4 単位以上選択必修）
		社会科教育特論		2	
		環境教育特論		2	
		算数教育特論		2	
		造形教育特論		2	
		音楽教育特論		2	
		身体教育特論		2	
	教育の基礎的理解に関する科目	子ども学特論	2		
		教育史特論		2	
		教育社会学特論		2	
		教育制度特論		2	
		教育心理学特論		2	
		発達心理学特論		2	
		カリキュラム特論		2	
		学校マネジメント特論		2	
		特別支援教育特論		2	
		子どもの臨床心理特別演習		2	
	教育実践に関する科目	子ども学実践演習Ⅱ（児童期）	2		
専修免許状取得必要単位数					24 単位

別表 2 幼稚園教諭専修免許状に係る授業科目及び単位数（第 3 条関係）

学科目		授業科目	必修	選択	備考
大学が独自に設定する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	子どもの創作表現特論		2	※ 選択科目より 20 単位以上選択必修（うち※印の 7 科目から 3 科目 6 単位以上選択必修）
		子どもの食育特論		2	
		子どもの保健特論		2	
	教育の基礎的理解に関する科目	子ども学特論	2	2	
		幼児教育学特論		2	
		教育史特論		2	
		教育社会学特論		2	
		教育制度特論		2	
		教育心理学特論		2	
		発達心理学特論		2	
		カリキュラム特論		2	
		学校マネジメント特論		2	
		特別支援教育特論		2	
		障害児保育特論		2	
		子どもの臨床心理特別演習		2	
	教育実践に関する科目	子ども学実践演習 I（幼児期）	2		
専修免許状取得必要単位数					24 単位

別表 3 中学校教諭専修免許状（保健体育）及び高等学校教諭専修免許状（保健体育）に係る授業科目及び単位数（第 3 条関係）

学 科 目		授 業 科 目	必 修	選 択	備 考
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	<u>地域スポーツ支援学特論</u>		<u>2</u>	選択科目 より 14 単位 以上選択必修
		<u>健康運動科学特論</u>		<u>2</u>	
		<u>健康スポーツ医学特論</u>		<u>2</u>	
		<u>スポーツ心理学特論</u>		<u>2</u>	
		<u>スポーツ生理学特論</u>		<u>2</u>	
		<u>スポーツ栄養学特論</u>		<u>2</u>	
		<u>スポーツバイオメカニクス学特論</u>		<u>2</u>	
		<u>運動処方特論</u>		<u>2</u>	
		<u>地域スポーツ支援実践研究</u>		<u>6</u>	
		<u>学校保健体育支援学特論Ⅰ</u>	<u>2</u>		
		<u>学校保健体育支援学特論Ⅱ</u>	<u>2</u>		
		<u>身体教育特論</u>		<u>2</u>	
		<u>幼児運動・スポーツ支援学特論</u>		<u>2</u>	
	教育実践に関する科目	<u>学校保健体育支援実践研究</u>	<u>6</u>		
専修免許状取得必要単位数					24 単位